

表彰事業実施基準

1 対象

(平成22年3月31日 一部改正)

- 1 岡山県内に所在する団体又は居住する個人、若しくは岡山県ゆかりの者であること。
- 2 当該年度において実績があること。

2 スポーツ活動

- (1) 表彰規定第2条1((1) **スポーツ大賞**)の国際大会・全国大会等において特に優秀な成績を収めた個人、団体又はスポーツの振興に多大な功績のあった者とは、

- ① 国際大会とは、オリンピック・世界選手権大会・アジア大会・ユニバーシア大会とし、オリンピック・世界選手権大会においては3位以内の入賞、その他の大会においては、優勝した者、又は団体。
- ② 全国大会とは、(財)日本体育協会加盟の中央競技団体が主催又は共催、主管で行われる国民体育大会、全国大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会(含む高体連主催の全国大会)・全国中学校体育大会、JOCジュニアオリンピック大会及びこれらと同等以上の大会とし、第1位の成績をおさめた者、又は団体。
- ③ スポーツの振興に多大な功績とは、長年にわたりスポーツの振興に努め優秀選手の育成指導に特に功績があった者。(社会人、中学・高校の部活動等)

- (2) 表彰規定第2条第1項((2) **スポーツ賞**)の国際大会・全国大会等において優秀な成績を収めた個人、団体又はスポーツの振興に功績のあった者とは、

- ① 前記(1)の①の大会で同等の成績又は8位以内に入賞した者又は団体。
- ② 前記(1)の②の大会で同等の成績又は3位以内の入賞者。
- ③ 前記(1)の③と同等の者

3 文化活動

- (1) 表彰規定第2条2((1) **文化大賞**)の文化の振興に著しく貢献した個人又は団体とは、
 - ・ 岡山県内に在住又は出身者で、国際又は全国レベルの活躍をしている個人又は団体
 - ・ (財)マルセンスポーツ・文化振興財団が認めた大会とする。(別表)
 - ・ 埋もれた民謡や伝承の発掘、保存、継承に努めた者
 - ・ 民芸技術の継承と育成に努めた者
 - ・ 郷土芸能の歴史と自然の調査、研究に努めた者
 - ・ 民俗資料の収集と保存に努めた者
 - ・ 芸術、芸能又はその他の文化活動においてその成果を著述又は著作等により公表し、その業績が顕著で文化の高揚に努めた者
 - ・ 文化団体等の育成と指導に努めた者
 - ・ その他文化活動等を通じて県民文化の向上発展に寄与した者

- (2) 表彰規定第2条2(2) **文化賞** 文化の振興に貢献した個人又は団体とは、
- ・ 上記の推薦の中、大賞から外れたものから選考する。
 - ・ 県内で活躍している個人又は団体
 - ・ 若手の育成。奨励賞的なもの。
 - ・ 県規模以上の権威ある大会等において美術、文芸、芸能又はその他の部門で優秀な成績を収め、将来性を期待される者
 - ・ 芸術性の高い優秀な作品を発表し、将来を期待される者
 - ・ 文化団体等の育成若しくは指導又は支援のために積極的な活動を行い、さらに今後の活動が期待される者
 - ・ その他県民文化の向上発展に貢献し、その功績がきわめて顕著な者

4 スポーツ・文化特別表彰

- (1) 表彰規程第2条の3(1)マルセン栄誉大賞とは、過去にマルセンスポーツ大賞及びマルセン文化大賞を受賞したもので、受賞時を特に上回る成績や功績を挙げ、栄誉賞としてふさわしい個人又は団体
- (2) 表彰規程第2条の3(2)マルセン特別賞とは、マルセンスポーツ賞・マルセン文化賞と同程度の成績又は功績を挙げた個人又は団体

5 副 賞

- 1 マルセンスポーツ大賞・マルセン文化大賞及びマルセン栄誉大賞
全国大会等で特に優秀な成績を収めたもの又は功労のあったもの若しくは前回は上回ったものに対し、表彰並びに副賞として、金百万円を贈呈する。(スポーツ・文化)
なお、マルセン栄誉大賞については、別途協議する。
- 2 マルセンスポーツ賞・マルセン文化賞及びマルセン特別賞
当面、1件あたり30万円を目安として、スポーツ・文化各3件程度とする。
マルセン特別賞については、別途協議する。
- 3 大賞の該当のない場合もある。 その場合に賞の受賞者を増員する場合もある。
- 4 財団の収支予算の範囲内とする。

6 選 考

- 1 選考委員会において、選考し、理事会において決定する。

附 則

この表彰実施基準は、平成16年10月1日施行し、平成15年度から適用する。

この表彰実施基準は、平成22年度から適用する。